

# さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則の規定に基づく 化学物質の分類名及び各分類に属する特定化学物質

(平成23年3月31日告示第457号)

〔改正〕平成27年3月31日告示第417号

さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（平成20年さいたま市規則第104号）第59条第1項の規定に基づき、化学物質の分類名及び各分類に属する特定化学物質を次のとおり定めたので、告示する。

化学物質分類名	左欄の分類に属する特定化学物質
第一分類（無機化合物及び有機金属化合物）	<p>(1) 特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律施行令（平成12年政令第138号。以下「令」という。）別表第1第1号、第11号、第31号、第33号、第44号、第71号、第75号、第77号、第82号、第87号、第88号、第132号、第137号、第144号、第234号、第235号、第237号、第239号、第242号、第272号、第304号、第305号、第307号から第309号まで、第318号、第321号、第332号、第333号、第374号、第387号、第394号、第395号、第405号、第412号、第453号及び第456号に掲げる第一種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(2) 令別表第2第73号及び第98号に掲げる第二種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(3) さいたま市生活環境の保全に関する条例施行規則（以下「規則」という。）別表第17第1号、第2号、第5号、第6号、第8号、第12号、第13号、第21号から第23号まで、第27号、第31号、第32号、第34号、第40号、第41号、第43号及び第44号に掲げる特定化学物質</p>
第二分類（鎖状炭化水素化合物及びハロゲン化鎖状炭化水素化合物）	<p>(1) 令別表第1第36号、第72号、第94号、第103号から第107号まで、第123号、第126号から第128号まで、第131号、第149号、第157号から第159号まで、第161号、第163号、第164号、第176号から第179号まで、第185号、第186号、第209号、第211号、第262号、第263号、第279号から第281号まで、第284号、第288号、第289号、第351号、第380号から第382号まで、第384号から第386号まで及び第392号に掲げる第一種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(2) 令別表第2第24号、第45号、第46号、第48号、第60号、第62号、第66号、第81号及び第82号に掲げる第二種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(3) 規則別表第17第3号、第9号及び第39号に掲げる特定化学物質</p>
第三分類（アミン系、ニトロ系、アルコー	<p>(1) 令別表第1第10号、第12号、第20号、第26号、第28号、第29号、第35号、第45号、第56号から第59号まで、第65号から第</p>

<p>ル、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する鎖状炭化水素化合物)</p>	<p>68号まで、第73号、第84号、第85号、第145号、第218号、第219号、第223号、第224号、第226号、第257号、第269号、第273号、第274号、第276号から第278号まで、第285号、第292号、第295号、第317号、第319号、第359号、第366号、第375号、第379号、第389号、第390号、第407号、第411号、第423号及び第437号に掲げる第一種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(2) 令別表第2第16号、第36号、第47号及び第85号に掲げる第二種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(3) 規則別表第17第14号、第17号、第18号、第25号、第26号、第33号及び第35号から第38号までに掲げる特定化学物質</p>
<p>第四分類 (カルボン酸系又はその誘導体の構造を有する鎖状炭化水素化合物)</p>	<p>(1) 令別表第1第2号から第9号まで、第13号、第14号、第16号、第51号、第60号、第98号、第99号、第122号、第133号から第135号まで、第141号、第210号、第213号、第232号、第256号、第267号、第282号、第306号、第310号、第414号から第420号まで、第434号及び第443号に掲げる第一種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(2) 令別表第2第1号、第25号、第52号、第56号、第65号及び第89号に掲げる第二種指定化学物質である特定化学物質</p>
<p>第五分類 (その他の鎖状炭化水素化合物)</p>	<p>(1) 令別表第1第43号、第61号、第62号、第152号、第193号、第197号、第198号、第212号、第220号、第225号、第241号、第245号、第259号、第268号、第275号、第313号、第328号、第329号、第331号、第378号、第391号、第396号、第409号、第424号、第433号、第457号から第459号まで及び第462号に掲げる第一種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(2) 令別表第2第7号、第8号及び第93号に掲げる第二種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(3) 規則別表第17第15号、第19号及び第42号に掲げる特定化学物質</p>
<p>第六分類 (単環炭化水素化合物及びハロゲン化単環炭化水素化合物)</p>	<p>(1) 令別表第1第53号、第80号、第83号、第97号、第109号、第110号、第125号、第165号、第181号、第202号、第240号、第290号、第296号、第297号、第300号、第397号、第398号、第400号及び第436号に掲げる第一種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(2) 令別表第2第34号に掲げる第二種指定化学物質である特定化学物質</p>
<p>第七分類 (アミン系、ニトロ系又はアゾ系の構造を有する単環炭化水素化合物)</p>	<p>(1) 令別表第1第18号、第49号、第89号、第93号、第100号から第102号まで、第111号、第112号、第156号、第166号、第167号、第169号、第174号、第200号、第203号、第205号、第214号から第216号まで、第230号、第293号、第299</p>

	<p>号、第301号、第312号、第314号から第316号まで、第327号、第345号、第348号及び第432号に掲げる第一種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(2) 令別表第2第9号、第29号、第41号、第43号、第50号、第69号から第71号まで、第88号、第90号及び第92号に掲げる第二種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(3) 規則別表第17第28号に掲げる特定化学物質</p>
<p>第八分類（アルコール、エーテル、アルデヒド又はケトンの構造を有する単環炭化水素化合物）</p>	<p>(1) 令別表第1第17号、第23号、第24号、第64号、第69号、第74号、第78号、第79号、第86号、第120号、第121号、第129号、第130号、第136号、第142号、第143号、第175号、第201号、第204号、第207号、第208号、第246号、第255号、第264号、第287号、第294号、第311号、第320号、第322号、第324号、第330号、第335号、第336号、第343号、第344号、第349号、第365号、第367号、第368号、第373号、第399号、第404号、第408号、第410号、第440号、第441号及び第451号に掲げる第一種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(2) 令別表第2第2号、第5号、第6号、第11号、第20号、第30号、第35号、第49号、第72号及び第77号に掲げる第二種指定化学物質である特定化学物質</p>
<p>第九分類（カルボン酸系、硫黄酸系、窒素酸系、炭酸系若しくはシアン酸系又はこれらの誘導体の構造を有する単環炭化水素化合物及び脂環式単環炭化水素化合物</p>	<p>(1) 令別表第1第30号、第34号、第41号、第52号、第108号、第124号、第138号から第140号まで、第147号、第154号、第162号、第184号、第188号、第222号、第236号、第260号、第265号、第266号、第270号、第271号、第298号、第334号、第337号、第350号、第352号から第356号まで、第358号、第361号、第369号、第376号、第401号、第413号、第425号、第428号、第442号、第444号、第445号及び第449号に掲げる第一種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(2) 令別表第2第15号、第17号、第22号、第23号、第26号、第31号、第37号、第78号、第83号及び第87号に掲げる第二種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(3) 規則別表第17第4号、第16号、第29号及び第30号に掲げる特定化学物質</p>
<p>第十分類（その他の単環炭化水素化合物）</p>	<p>(1) 令別表第1第39号、第47号、第48号、第192号、第195号、第229号、第233号、第247号、第251号から第254号まで、第362号、第460号及び第461号に掲げる第一種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(2) 令別表第2第53号、第99号及び第100号に掲げる第二種指定化学物質</p>

	物質である特定化学物質
第十一分類（多環炭化水素化合物）	<p>(1) 令別表第1第15号、第19号、第32号、第37号、第38号、第40号、第114号、第160号、第180号、第190号、第228号、第231号、第238号、第302号、第303号、第340号、第346号、第393号、第403号、第406号、第427号、第438号及び第446号から第448号までに掲げる第一種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(2) 令別表第2第19号、第38号から第40号まで、第42号、第51号、第54号、第61号、第63号、第64号、第67号、第68号、第84号、第94号、第96号及び第97号までに掲げる第二種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(3) 規則別表第17第10号、第11号及び第20号に掲げる特定化学物質</p>
第十二分類（三原子環から五原子環までの複素環化合物）	<p>(1) 令別表第1第22号、第42号、第54号、第55号、第92号、第96号、第115号から第119号まで、第148号、第151号、第153号、第155号、第168号、第170号、第171号、第173号、第182号、第183号、第189号、第191号、第194号、第196号、第206号、第221号、第250号、第261号、第339号、第347号、第360号、第363号、第364号、第371号、第372号、第377号、第402号、第421号、第426号及び第452号に掲げる第一種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(2) 令別表第2第3号、第4号、第12号から第14号まで、第18号、第21号、第27号、第28号、第33号、第55号、第57号、第74号、第76号、第79号、第80号、第86号及び第95号に掲げる第二種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(3) 規則別表第17第7号及び第24号に掲げる特定化学物質</p>
第十三分類（その他の複素環化合物）	<p>(1) 令別表第1第21号、第25号、第27号、第46号、第50号、第63号、第70号、第76号、第81号、第90号、第91号、第95号、第113号、第146号、第150号、第172号、第187号、第199号、第217号、第227号、第243号、第244号、第248号、第249号、第258号、第283号、第286号、第291号、第323号、第325号、第326号、第338号、第341号、第342号、第357号、第370号、第383号、第388号、第422号、第429号から第431号まで、第435号、第439号、第450号、第454号及び第455号に掲げる第一種指定化学物質である特定化学物質</p> <p>(2) 令別表第2第10号、第32号、第44号、第58号、第59号、第75号及び第91号に掲げる第二種指定化学物質である特定化学物質</p>

附 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。